

第 10 回美郷町農業委員会議事録

開催年月日 令和 5 年 10 月 30 日

出席者	1. 山澤敏徳 2. 林田寿利 3. 菊池勇夫 4. 若杉伸児 5. 藤本政嗣 6. 小野和久 7. 富井保徳 8. 柳田隆喜 9. 中谷茂己 10. 黒木謙志 11. 黒木良昭 12. 中田辰美 13. 田野敏広 14. 藤田博文
議事録署名人 10番 黒木 謙志 委員 11番 黒木 良昭 委員	
開催時間 開会 AM 10:00 ~ 閉会	
発言者	内 容
局長	<p>ご起立をお願いします。</p> <p>ただ今から、令和 5 年第 10 回美郷町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>一同、礼。</p> <p>お座りください。</p> <p>本日は、3 番菊池勇夫委員、7 番富井保徳委員、9 番中谷茂己委員、13 番田野敏広委員、14 番藤田博文委員より欠席届が提出されております。ただ今の出席委員は 9 名であります。よって本日の総会は成立いたします。会長挨拶の後、美郷町農業委員会規則によりまして、会長が議長となり議事進行を行います。</p> <p>それでは会長、よろしく願いいたします。</p>
議長	<p>〈挨拶〉</p> <p>それでは日程表に従いまして、令和 5 年第 10 回総会を進行していきます。</p> <p>日程第 1、本日の議事録署名委員の指名をいたします。10 番黒木謙志委員、11 番黒木良昭委員、よろしくをお願いします。</p> <p>続いて日程第 2、会期の日程は、令和 5 年 10 月 30 日、本日 1 日といたしますがよろしいですか。</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>異議なしと認め、会期は本日 1 日と決定します。</p> <p>それでは日程第 3、議案審議に移ります。</p> <p>議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	2 ページをお開きください。議案第 32 号、農地法第 3 条の規定による許可申請

について。農地法第 3 条の規定による所有権移転及び賃貸借の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 95 番から 99 番までの 5 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

4 ページをお開きください。受付番号は 95 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 73 歳の方。譲渡人は、延岡市の 69 歳の方です。申請地は南郷上渡川字カラメ、畑 2 筆、505 m²であります。贈与による所有権移転となっておりますが、実際は申請人の親の代で売買契約が成されていましたが、当時の金額が不明ということで贈与という取扱いになります。利用計画は自己保全になります。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみの 2,766 m²。家畜はありません。家族総数 3 名の労力 2 名となっております。5 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

4 番、若杉です。譲受人は、以前は大工仕事の傍ら、製茶の仕事もしておりました。今現在は、10 年ほど前に体調を崩し大工もお茶の仕事も辞めて、農業に関しては田を作っているだけです。譲渡人は生まれも育ちも延岡の方らしく、私自身は存じません。この件は先程の事務局の説明のとおりですが、譲渡人の父親が、数十年前に仕事の関係で同地区に住んでいたことがあったらしく、その時に求められた農地であります。当時申請人の親の間で売買が成立しており未登記だったようです。今回かなり昔の話ですが、双方の間で当時売買が成立したことの認識が一致しまして、申請があがってきたようです。何ら問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 95 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 95 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 96 番の説明をお願いします。

事務局員

6 ページをお開きください。受付番号は 96 番です。申請人の譲受人が、日向市

の 44 歳の方。譲渡人が、美郷町北郷入下の 75 歳の方です。申請地は、北郷入下字柳ノ丸、畑 2 筆、150 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は野菜を作付けとなっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。家畜はありません。家族総数 1 名の労力 1 名となっております。今回の農地は、譲渡人の自宅を購入した際に付いてきた宅地内にある農地になります。7 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。譲受人は父親が北郷に住んでおり、今回北郷に帰ってくるということで、譲渡人の宅地を購入することになったそうですが、敷地内に農地があったため今回の申請となりました。国道 388 号線に沿って宅地が建っており、その裏が農地になります。何の問題もないと思われまますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 96 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 96 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 97 番の説明をお願いします。

事務局員

8 ページをお開きください。受付番号は 97 番です。説明に入る前に資料の訂正をお願いします。譲受人の住所地番に誤りがありましたので訂正をお願いします。申し訳ありません。

申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の 42 歳の方。譲渡人が、宮崎市の 72 歳の方です。申請地は、北郷入下字折戸、田畑計 5 筆、4,345 m²であります。申請理由は、売買による所有権移転。利用計画は、田は水稻、畑は大豆・芋となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。対価については、譲受人は空き家バンクを利用した I ターンの方になり、譲渡人の宅地・建物・農地すべてを合わせたの金額になります。譲受人の経営ですが、借入地のみの 1,133 m²。家畜はありません。家族総数 4 名の労力 2 名となっております。9 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と

考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8 番、柳田です。ただ今事務局から説明があったとおり、譲受人は I ターン者になります。譲渡人は最近まで北郷に住んでいましたが、両親が他界したため宮崎市に永住するということで、所有する土地建物すべてを譲受人に売ることがまともな今回の申請となりました。対価についても事務局の説明のとおりです。問題ないと思われまますので、ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 97 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 97 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 98 番の説明をお願いします。

事務局員

10 ページをお開きください。受付番号は 98 番です。申請人の譲受人が、美郷町南郷上渡川の 42 歳の方。譲渡人が、美郷町南郷上渡川の 47 歳の方です。申請地は、南郷上渡川字野畑、田 1 筆、300 m²であります。申請理由は、賃借権の設定。利用計画は水稲となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地のみ 11,659 m²。家畜はブロイラーを 10 万羽飼養しています。家族総数 3 名の労力 1 名となっております。11 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

若杉委員

4 番、若杉です。ただ今説明があったとおり、譲受人はブロイラー経営をしております。家族とは別に 3 名ほど従業員を雇っており、自身のブロイラー経営とは別に他のブロイラー農家の鶏舎の清掃等も受けてたりしています。譲渡人は普段は林業の仕事をしています。田も 6 反程作っており、農林業どちらもこなす中心的な人物です。今回の件は、申請地のすぐ隣が譲受人の田で、実際は中畔がありますが 1 筆になっています。譲渡人はこの団地には申請地しかなく、これだけのために用水路の整備とかに出ており、誰か作ってくれる人はいないだろうかと探

していたところ、譲受人と話がまとまったようです。登記の問題がクリアとなれば売買の考えもあるようですので、今後進めていきたいと思えます。何ら問題はないと思えますのでご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 98 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 98 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 99 番の説明をお願いします。

事務局員

12 ページをお開きください。受付番号は 99 番です。申請人の譲受人が、美郷町西郷田代の 35 歳の方。譲渡人が、美郷町西郷田代の 79 歳の方です。申請地は、西郷田代字小原、田 1 筆、2,020 m²であります。申請理由は、使用貸借権の設定。利用計画は、野菜の作付となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。譲受人の経営ですが、自作地・借入地ともに 0 m²。譲受人は西郷に親戚がおり、こちらで農業がやりたいということで宅地を購入し住んでおります。家族総数 6 名の労力 1 名となっておりますが、本人以外はお子さんになります。13 ページが地籍集成図になります。本案件は、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。譲受人の父親が西郷出身と聞いております。その縁故でこちらで農業がしたいと定住した形です。5 反程作りたいと機械も購入済みでやる気もあるのですが、手始めに 1 つだけということで林田会長の紹介で今回の話がまとまったようです。事務局からの話にもありましたが、お子さんをたくさん連れてこちらに来ていただいて、とてもありがたい話だと考えています。問題ないと思えますので、ご審議よろしくお願ひします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 99 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	4番、若杉です。説明を聞いたとおりにいい話だと考えますが、2反に野菜の作付とありますが、これは路地ですか、施設園芸ですか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	はい。施設とは聞いておりません。路地で野菜を作付けするものと思われま。2反で野菜となると大変だと思いますが、協力していただける方が2名福岡あたりから来られると聞いておりますし、農業大学校の方にも募集をかけまして、アルバイト的なところで経営をしていきたいと聞いております。以上です。
若杉委員	農業大学校ですか。
事務局員	アルバイトの募集ですね。難しいとは思いますが、2名が加勢に来るということで、やっていけるのではないかと判断をしたところです。
議長	他にありませんか。 〈なし〉 無いようですので採決に移ります。受付番号99番に賛成の方の挙手を求めます。 〈全員、挙手〉 ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。先程からご意見や心配の声もありますが、皆で見守ってもらって成功に導くようご指導のほどよろしく申し上げます。 続きまして、議案第33号、非農地の許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。
局長	14ページをお開きください。議案第33号、非農地の許可申請について。農地法第2条に規定する農地でないことの証明願いの申請があったので、承認を求める。令和5年10月30日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号100番と101番の2件となっております。詳細は担当がご説明いたします。
事務局員	16ページをお開きください。受付番号は100番です。受付月日は令和5年10月12日です。申請人は、美郷町西郷小原の67歳の方です。申請地は、西郷小原字下り、田2筆、現況は原野、906㎡であります。所有者は申請人と同一です。

調査月日は令和 5 年 10 月 12 日。証明根拠は、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっています。17 ページが地籍集成図、18・19 ページが現況写真になります。申請地よりも高いところに隣接する農地があり、今回非農地扱いとしても影響はないと判断いたしました。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山澤委員

1 番、山澤です。先程の事務局の説明にあったとおりですが、先日申請人本人に聞いてきましたが、自分が知ってる限りこのような状態であり、農地として使った記憶はないということでした。この先も農地として利用することはないので、農地で無いことの証明をお願いしますとのことでした。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 100 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 100 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号 101 番の説明をお願いします。

事務局員

20 ページをお開きください。受付番号は 101 番です。受付月日が、令和 5 年 10 月 12 日です。申請人は、美郷町西郷小原の 69 歳の方です。申請地は、西郷小原字下り、田 2 筆、現況は原野、152 m²であります。所有者は申請人と同一です。調査月日は令和 5 年 10 月 12 日。証明根拠は先程の 100 番と同じで、10 年以上耕作放棄され、かつ将来的にも農地として使用することが困難な土地であるためとなっています。21 ページが地籍集成図、22・23 ページが現況写真になります。隣接する農地も山林化している状態であり、今後も農地として活用する見込みはないということで聞いておりますので、非農地化することに問題はないと考えております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山澤委員

1 番、山澤です。本案件についても先程の 100 番と同じように、荒れた状態で

あります。本人にも確認したところ、今後も農地として使うことはないということです。非農地としても問題ないと考えます。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 101 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 101 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

24 ページをお開きください。議案第 34 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。農地法第 4 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 102 号の 1 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

26 ページをお開きください。受付番号は 102 番です。申請人は、美郷町西郷田代の 51 歳の方です。申請地は、西郷田代字木ノ下、畑 1 筆、128 m²であります。申請の理由は、今回実家の両親との同居に伴い十分な駐車場用地がないため、敷地内にある農地を駐車場として整備し、利便性を図りたいということです。転用後の用途は駐車場用地。転用の時期は、許可後令和 5 年 12 月 1 日から、完了令和 6 年 3 月 31 日と計画されているようです。27 ページが地籍集成図、28 ページが土地利用計画図、29 ページが現況写真になります。本件については、過去に農業公共投資のされていない小集団の農地であり、立地基準を満たしており、利用計画図等の内容から判断し条件を満たしているため、許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

黒木良昭
委員

11 番、黒木です。ただ今事務局から説明がありましたが、木ノ下地区は非常に道幅も狭く、横に側溝もあり車がギリギリ通るようなところ。家に駐車場スペースもなく、近くの空き地に車を停めている人もいます。今回同居にあたり駐車場スペースがないのは非常に不便ではないかと考えます。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 102 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号 102 番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。

局長

30 ページをお開きください。議案第 35 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。農地法第 5 条の規定による農地転用の許可申請があったので、承認を求める。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号 103 番と 104 番の 2 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

32 ページをお開きください。受付番号は 103 番です。申請人の譲受人が、宮崎市の九州電力㈱。譲渡人が、埼玉県の方になります。申請地は、西郷小原字柿ぞのと木の下、畑 2 筆、730 ㎡であります。こちらは一時転用になります。申請理由は、昨年 9 月の台風 14 号の影響により、西郷発電所ダム上流左岸護岸が流失し、今後浸食の危険性が考えられることから、護岸復旧工事を実施することになった。それに伴い資機材置場と仮設事務所が必要なため、一時的な転用申請となっております。転用後の用途は、搬入路及び資材置場となっております。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、着手が令和 5 年 12 月 1 日から、完了令和 6 年 3 月 31 日までの 4 か月を予定しているようです。33 ページが地籍集成図、34 ページが土地利用計画図、35 ページが現況写真になりますが、この農地は 2 筆とも中山間直接支払交付金の対象農用地で青地です。自己保全で管理をしています。本来であれば、農振農用地内の転用は農振除外を行うものですが、今回は一時転用のためこのような手続きになります。県には確認をしております。一時転用であり、条件等も満たしておりますので許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

山澤委員

1 番、山澤です。先日、九電担当者から連絡がありました。譲渡人は県外の方になりますが、逐一連絡を取り合っているそうです。搬入路の杉の木の伐採の件や、道を作ることについての話し合いのために、11 月中旬に帰って来ると聞いて

おります。その時に農業関係で問題があったときには、農業委員会にお世話になりますと言っておられました。問題はないと考えますが、ご審議よろしくお願ひします。

議長

私から質問ですが、中山間事業の方は問題ないのですか。

事務局員

耕作されない12月から3月までの短い期間であれば、農振を外す必要はないし、返還することもないと中山間直払担当に確認して今回の転用を受けております。

議長

わかりました。説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号103番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

〈なし〉

無いようですので採決に移ります。受付番号103番に賛成の方の挙手を求めます。

〈全員、挙手〉

ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。続きまして、受付番号104番の説明をお願いします。

事務局員

36ページをお開きください。受付番号は104番です。申請人の譲受人が、美郷町北郷入下の42歳の方。譲渡人が、宮崎市の72歳の方です。申請地は、北郷入下字寺川内、畑1筆、1,085㎡であります。申請理由は、申請地は山林に囲まれて日当たりも悪く不便なため55年ほど前に杉を植林したが、申請の際に農業委員会からの指摘により無断転用が判明したため、今回の追認申請となったということです。転用後の用途は山林。契約内容は、申請書明細のとおりです。転用の時期は、昭和43年頃となります。37ページが地籍集成図、38ページが現況写真になります。本件については、農業公共投資のされていない小集団の農地であり、条件は満たしているため許可相当と考えます。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

柳田委員

8番、柳田です。本案件は先程承認をいただいた97番と申請人が同一であります。譲り受ける予定の農地の中に山林化した農地があったため、追認の転用申請となりました。申請地の周辺は50数年前までは農地があって、数名の所有者がおりましたが、今はすでに山林化している状態です。農地として利用することは困難なため、山林として譲り受けるということですので、ご審議よろしくお願ひします。

議長	説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 104 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。
若杉委員	はい。
議長	若杉委員、どうぞ。
若杉委員	1 番、若杉です。現況写真の申請地を示す赤枠が、申請書の面積より狭く見えるのですが、どうしてでしょうか。
議長	事務局、説明をお願いします。
事務局員	現況写真の上段は南東方向から、下段は北西方向から撮影しています。実は申請地は 3 分の 1 を残して伐採がしてあり、奥行きがあるため狭く見えるのかもしれませんが、本案件は非農地で扱うか迷ったのですが、県に確認したところ転用で扱う方が正しいということで、今回農地転用の申請で提出していただきました。以上です。
議長	若杉委員、よろしいですか。
若杉委員	はい、わかりました。
議長	他にありませんか。
	〈なし〉
	無いようですので採決に移ります。受付番号 104 番に賛成の方の挙手を求めます。
	〈全員、挙手〉
	ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、議案第 36 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定についてを上程いたします。事務局の提案理由説明を求めます。
局長	39 ページをお開きください。議案第 36 号、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の決定について。農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条の規定による農用地利用集積等促進計画の提出があったので、承認を求める。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長

林田寿利。次のページが対象農用地の位置図であります。受付番号は 105 番から 119 番までの 15 件となっております。詳細は担当がご説明いたします。

議長

この案件については、利用権設定する者と受ける者の間に経由で農業振興公社が入っております。同一地区でありますので同時説明といたしますが、よろしいでしょうか。

〈はい〉

それでは説明よろしく申し上げます。

事務局員

41 ページをお開きください。会長から話がありましたが、先月から農政の方で取り組んでいます神門上一地区の集積について、申請があがってきております。

今から説明するものは、すべて経由が「宮崎県農業振興公社」になります。

受付番号 105 番。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷水清谷の 49 歳の方です。利用権を設定する者が、宮崎市の 54 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋他、田 10 筆、10,064 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 50,220 m²。家族総数 3 名の労力 3 名。利用権設定区分は新規になります。

受付番号 106 番。利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 69 歳の方。利用権を設定する者が、宮崎市の 54 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字無田、畑 1 筆、1,037 m²であります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況は、自作地のみ 1,136 m²。家族総数 3 名の労力 1 名。利用権設定区分は新規になります。

42 ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 68 歳の方になります。

受付番号 107 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 52 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 2 筆、3,004 m²であります。

受付番号 108 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 78 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋、田 3 筆、2,927 m²であります。

受付番号 109 番。利用権を設定する者が、設定を受ける者と同一になります。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原。田 1 筆、1,996 m²であります。3 件合計 6 筆の 7,927 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 10,423 m²。家族総数 2 名の労力 1 名。利用権設定区分は新規になります。

43 ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 70 歳の方になります。

受付番号 110 番。利用権を設定する者が、受ける者と同じになります。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原他、田 8 筆、12,297 m²であります。

受付番号 111 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 1 筆、1,997 m²であります。

受付番号 112 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 60 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋、田 3 筆、2,802 m²であります。3 件合計 12 筆の 17,096 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営状況は、自作地のみの 18,522 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規になります。

44 ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 70 歳の方になります。

受付番号 113 番。利用権を設定する者が、設定を受ける者と同じになります。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原他、田 2 筆、2,737 m²であります。

受付番号 114 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 3 筆、3,956 m²であります。2 件合計 5 筆の 6,693 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営は、自作地のみの 3,821 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規になります。

45 ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 55 歳の方になります。

受付番号 115 番。利用権を設定する者が、設計を受ける者と同じになります。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原、田 5 筆、5,352 m²であります。

受付番号 116 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋、田 1 筆、1,052 m²であります。2 件合計 6 筆の 6,404 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細のとおりです。設定を受ける者の経営は、自作地のみの 6,210 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規になります。

46 ページをお開きください。

利用権の設定を受ける者が、美郷町南郷神門の 71 歳の方になります。

受付番号 117 番。利用権を設定する者が、設定を受ける者と同じになります。利用権を設定する土地は、南郷神門字伊久良ヶ原他、田 8 筆、14,032 m²であります。

受付番号 118 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 73 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字上仮屋、田 1 筆、152 m²であります。

受付番号 119 番。利用権を設定する者が、美郷町南郷神門の 60 歳の方です。利用権を設定する土地は、南郷神門字仮屋小田ノ原、田 3 筆、5,283 m²であります。3 件合計 12 筆の 19,467 m²になります。利用権の設定に伴う事項は、申請書明細の

とおりです。設定を受ける者の経営状況は、自作地・小作地あわせて 25,289 m²。家族総数 2 名の労力 2 名。利用権設定区分は新規になります。以上 15 件になります。神門上一区を機構を活用する重点実施地区にしている関係で、多く案件があがってきておりますが、設定を受ける者は地元で農業をされている方たちばかりなので問題ないと考えております。以上です。

議長

地区担当委員の説明をお願いします。

中田委員

12 番、中田です。担当委員の中谷委員が欠席のため、代わりに説明いたします。ただ今事務局が説明した通りです。設定を受ける者は、神門上区仮屋地区で農業を営んでいる方たちで、年代的にも 70 前でまだまだ農業ができる方たちばかりです。問題点はないと思いますが、今から美郷町全体でも同じような案件が出てくる可能性がありますし、出てこなければ農業が続いていかないのではないかと感じております。これは 1 つのいい例だと思いますので、今後見習ってそれぞれの地区の農業委員の方々にも努力をしてもらい、このような形になるといいのではないかと思います。農業を営む方が高齢化していますので、今後考えていかなければならないと私は思っています。ご審議よろしくをお願いします。

議長

説明が終わりましたので審議に入ります。受付番号 105 番から 119 番について、質疑のある方は挙手をお願いします。

若杉委員

はい。

議長

若杉委員、どうぞ。

若杉委員

4 番、若杉です。期間がすべて 10 年で設定してありますが、わざわざそろえているのでしょうか。

議長

事務局、説明をお願いします。

事務局員

別冊のパンフレットをご覧ください。機構を活用した場合のメリットが記載されています。農業をやめて誰かに農地をすべて預けた場合協力金が出るのですが、すべての農地を 10 年以上貸し付ける必要があるという交付要件があります。そのために 10 年という設定をされてもらっています。個人タイプの協力金は令和 5 年で終わるので、今後取り組むためには機構集積協力金交付事業（地域タイプ）があります。地域全体で取り組んだ面積に応じて交付単価が決まる形になっています。神門上区は交付単価「区分 4」を目指して集積をしているところです。

若杉委員

わかりました。先程中田委員も説明の中で触れましたが、遊休農地を減らすにはいい方策の 1 つかなと考えています。事務局はもちろん、委員も頑張って実践

していけたらと考えます。説明ありがとうございました。

議長

他にありませんか。

小野委員

はい。

議長

小野委員、どうぞ。

小野委員

6番、小野です。中山間を通して交付金とか奨励金・協力金が出るのであれば、各単価でその金額をあげた方がいいのではないですか。

議長

事務局、説明をお願いいたします。

事務局員

こちらに関しましては、地域タイプの方は中山間と同じで地域に協力金が交付されます。その使い道は自由となっています。今回の議案の中には載せておりません。

小野委員

中間管理機構から個人に入るといったことはないのですか。

事務局員

はい。機構からはないのですが、県からの協力金は個人タイプはその方が申請すれば個人配布されます。

小野委員

今回は県からの協力金はないのですか。

事務局員

何名かいらっしゃいます。

小野委員

何名かいるのであれば、その分は個人単価にあげないといけないのではないですか。

事務局員

今回の申請については、たまたま期間の説明がありましたので補助金の話もあわせてしましたが、貸借した時物納を行いますという契約です。よってここで補助金の金額を申請書に計上するのは、内容的に違ってくるので計上しておりません。

議長

実質は金額は入るのですか。

事務局員

金額は入ります。ただ貸借に対するものというよりも、自身がリタイアしたら出るという内容のものです。貸借には関係のない補助金なので、今回の申請にはあげておりません。

柳田委員	<p>会長、一度休会して話し合いませんか。</p>
議長	<p>皆さん、一旦休会してよろしいですか。</p> <p>〈はい〉</p> <p>それでは、一度休会いたします。</p> <p>〈休会〉</p> <p>それでは、総会を再開いたします。 他に質疑はありませんか。</p> <p>〈なし〉</p> <p>無いようですので採決に移ります。受付番号 105 番から 119 番に賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>〈全員、挙手〉</p> <p>ありがとうございます。全員挙手で、本案件は原案通り可決いたしました。 続きまして、報告第 17 号、農地の賃貸借合意解約書についてを上程いたします。 事務局の提案理由説明を求めます。</p>
局長	<p>48 ページをお開きください。報告第 17 号、農地の賃貸借合意解約書について。農地の賃貸借合意解約書の提出があったので報告する。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。</p>
事務局員	<p>49 ページをお開きください。先程受付番号 119 番で承認をいただきました案件関係になります。現在の賃貸借契約を解約し、公社を介して再度契約するための合意解約になります。</p> <p>50 ページをお開きください。先程受付番号 105 番で承認いただきました案件関係になります。賃貸借契約を解約し、公社を介して新たな賃借人と契約するための合意解約になります。</p> <p>51 ページをお開きください。賃貸借契約を解約後、地域の認定農業者の方に耕作をしていただく約束ができていますということです。今後申請があがってくるものと思われます。この合意解約の 3 件については、農地法の要件を満たしているため届出を受理したことを報告いたします。以上です。</p>
議長	<p>続きまして、報告 18 号、農地用途変更届についてを上程いたします。事務局の</p>

提案理由説明を求めます。

局長

52 ページをお開きください。報告第 18 号、農地用途変更届について。農地用途変更届の提出があったので報告する。令和 5 年 10 月 30 日提出、美郷町農業委員会会長 林田寿利。詳細は担当がご説明いたします。

事務局員

53 ページをお開きください。農地用途変更届について説明いたします。本来であれば農地転用の申請になりますが、200 m²を超えないものに限って農業用施設を設置する場合は、転用の許可を受ける必要がなく、農地用途変更届で対応ができるものとなっております。今回、美郷町北郷宇納間字羽子場、畑 1 筆、452 m²のうち 40 m²を農道にしたいと届出があがっています。54 ページが地籍集成図、55 ページの公図に利用計画が示されております。法律的に問題なかったため届出を受理しましたので報告いたします。以上です。

議長

以上で、すべての審議を終了します。

局長

ご起立をお願いします。

以上を持ちまして、令和 5 年第 10 回美郷町農業委員会総会を終了いたします。一同、礼。

本会議の次第は議事録と相違ないことを証するためここに署名する。

美郷町農業委員会 会長 林田 寿利

美郷町農業委員会 委員 黒木 謙志

美郷町農業委員会 委員 黒木 良昭

